

令和6年2月26日
烏山総合支所
地域振興課

区立南烏山区民集会所における漏水事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年2月4日(日)午前9時30分頃
- (2) 発生場所 区立南烏山区民集会所（世田谷区南烏山三丁目23番7号
芦花パークヒル3）のオストメイト対応トイレの洗浄設備
- (3) 相手方 同建物所有者
- (4) 事故内容 世田谷区が管理する南烏山区民集会所は、民間建物の2階の一部を賃借し、設置している。
本件事故は、区民集会所に区が設置した、オストメイト対応トイレの洗浄設備から漏水が発生し、共用の2階廊下を経て共用エレベーターに漏水が流入し、エレベーターの電気設備に損傷を与えたものである。
なお、オストメイト対応トイレの洗浄設備における漏水については、設備を使用する際に、バルブの経年劣化により発生したものと推測される。
- (5) 損傷の程度 共用エレベーターの電気部品の交換。

2 事後の対応

- (1) 同建物所有者とは、誠実かつ公正に示談交渉を行っている。
- (2) 区が設置したオストメイト対応トイレの洗浄設備については、バルブの故障が確認されたため、修繕工事を行った。

